

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。  
[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年10月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：4 国名：ウズベキスタン 担当：東・中央アジア部  
案件名：トゥラクルガン火力発電所建設事業準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年11月下旬～2014年9月下旬

2 参加要件

海外における発電・送電系統整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月16日から2013年10月18日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月16日から2013年10月21日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年11月1日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：11月中旬

(5) 契約交渉：11月中旬～11月下旬

5 業務の目的

ウズベキスタンの最大電力需要は、2012年に8,260MWに達している。これに対し総発電定格容量は12,033MWであるが、全般に老朽化が進んでおり、国内施設のピーク対応能力は約7,400MWに留まるため、電力供給の信頼性は著しく低下している。特に電源構成の約9割を占める火力発電所の多くは40～50年以上前に運転開始した古い設備であり、全国10か所の火力発電所平均で発電容量は定格容量に対して約3割低下している。このことから設備更新による電力供給力確保と信頼性向上が急務となっている。また火力発電所の平均熱効率は約3割と低水準であり、高環境負荷の一因となっており、CO2排出量抑制のためにも高効率の発電設備の導入が望まれている。

このような中、人口密度が高く全人口の約3割が居住する東部のフェルガナ地方に対しては、同地方の水力発電や当国中部からの送電により電力供給を行っているが、最大1,650MWの需要に対して、冬期で540MW、水量の豊富な夏期でも322MWの電力不足が生じており、不足分はキルギスからの輸入で賄っている。同地方では今後も毎年約8%の電力需要の伸びが予測され、更なる電力不足が見込まれるため、発電効率の高い発電設備を建設することが急務となっている。

このような背景により、フェルガナ地方のトゥラクルガンでの発電所建設事業が計画され、2013年5月にウズベキスタン政府より当該事業への円借款融資の要請がなされた。本調査は当該事業を我が国有償資金協力業務として実施するための審査に必要な情報収集を目的とするものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域

ナマンガン州トゥラクルガン地区

(2) 相手国実施機関

ウズベキスタン電力公社

(3) 調査内容

(ア) ウズベキスタン国電力セクター及びトゥラクルガン火力発電所事業に関する基本情報の収集・確認（電気事業体制、関連法規制、電力設備状況、電気料金制度、上位計画、マスタープランなど）

(イ) 需要予測レビュー

(ウ) 電力供給計画レビュー（周辺国との電力融通、発電所の廃止・新設計画、系統拡充計画を含む）にかかる情報収集

(エ) 他ドナー事業に係る情報収集

(オ) 概念計画のレビュー（事業の全体構想及び必要性の確認（代替案との比較含む））

(カ) 電力系統調査（潮流、故障解析、安定度解析）

(キ) 燃料供給の現状及び今後の見通しに関する確認（ガス供給契約、計画の妥当性・実現性）

(ク) 発電所用水の取排水に係る確認・検討

(ケ) 建設用地整備状況の確認

(コ) 概略設計

(サ) 工事計画の策定（建設工程、資機材調達計画、資機材輸送計画）

(シ) 事業費積算

(ス) 円借款事業スコープに係る提案（資金計画を踏まえた円借款融資対象範囲の確認、円借款事業コンサルティン

グ・サービスに係るTOR、人員構成、人月計画に係る提案、事業実施スケジュール案の策定)

- (セ) 実施体制・運営維持管理体制に係る提案
- (ソ) 温暖化ガス排出削減量の算出
- (タ) 既存環境社会配慮報告書のレビュー(必要に応じて追加調査を実施する)
- (チ) 非自発的住民移転実施状況確認調査の実施(必要に応じて現地再委託を行う)
- (ツ) 現地ステークホルダーミーティングの開催支援(2回)
- (テ) 環境社会配慮助言委員会対応の業務支援(2回)
- (ト) 不可分一体の事業(アクセス道路など)に対する環境社会配慮の確認
- (ナ) 経済・財務分析、運用・効果指標の検討

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年12月上旬)
- (2) インテリム・レポート (2014年 3月中旬)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート(2014年 7月中旬)
- (4) ファイナル・レポート (2014年 8月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/電源開発計画(評価対象予定者)
- (2) 系統解析(評価対象予定者)
- (3) 燃料計画
- (4) 機械設備
- (5) 電気設備
- (6) 土木
- (7) 送変電設備
- (8) 環境社会配慮(環境)
- (9) 環境社会配慮(社会)
- (10) 経済財務分析

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。